

終連報丙第三六六號

發終連五部
担任 [redacted] 事務官

昭和三十一年十月三十一日
總務課

情報一 般

ハワイ、フィリピン、沖繩、マリアナ群島及カロリン群島
より日本人の引揚に關する件

AGO一四三三(一九四六)一〇一六) GC(SCAPIN一三七二)

聯合國最高司令部隊發

日本帝國政府ニ對する覺書 (終連經由)

一、九四六、九、一八附書類番号 AGC一四三三(四六九六)

GC(SCAPIN一三二四)前記の主題に關する日本帝國政
府に對する覺書 参照

ニ、参照覺書の第三項を削除し、新に左記第三項を以て
之を代へられし。

三、ロ、フィリピン群島に対する出航

(1) 十月二十九日、十一月五日、十日、十九日、二十五日、三十日

十一月六日、十日、十四日、及其前後に名古屋より出航する

ものは各日、二五〇〇の場席

(2) 十一月十二日又は其前後に名古屋より出航するものは五〇〇の

場席

(3) 十一月三日又は其前後に佐世保より出航するものは病院用の場席五〇〇を含み二、〇〇〇場席

三、日本帝國政府は前述第一項に掲ぐる所に従つて第三項に示した船舶を準備せらるゝ

依命

軍務局長

ジジンビー、ククリー大佐代理

ア、ジェー、ハーレー